○八幡平市職員の懲戒処分等の公表基準

平成20年３月27日訓令第２号

改正

平成28年３月28日訓令第９号

平成29年３月30日訓令第４号

八幡平市職員の懲戒処分等の公表基準

（趣旨）

第１条　この基準は、市民に信頼される公正で透明な市政運営、公務員倫理の保持の徹底及び職員の不祥事の再発防止等を図るために、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条に基づく懲戒処分等を行った場合の処分内容等の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公表する懲戒処分等）

第２条　公表の対象となる懲戒処分等は、次に掲げる処分及び措置とする。

（１）　法第29条の規定に基づく懲戒処分

（２）　刑事事件に関し起訴された場合の休職処分

（３）　特に社会的に関心が大きい事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案に係る指導上の措置

（公表内容）

第３条　公表する内容は、次のとおりとする。

（１）　処分の対象となった事案の概要

（２）　被処分職員の職階

（３）　被処分職員の年代及び性別

（４）　処分内容

（５）　処分年月日

２　懲戒免職処分の場合に、起訴等により被処分職員の氏名が既に公表されているときは、前項に規定する内容のほか、併せて氏名を公表するものとする。

３　被処分職員の上司等で、管理監督責任等により処分された職員がある場合は、職名及び処分内容について、市長の判断により公表するものとする。

（公表の例外）

第４条　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公表内容の一部又は全部を公表しないことができるものとする。

（１）　被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

（２）　公表することで警察の捜査等に支障をきたすとき。

（３）　前項の公表内容によることが適当でないと、市長が認めるとき。

（公表の時期及び方法）

第５条　第２条に規定する懲戒処分等を行ったときは、処分後に公表するものとする。

２　公表は、第３条に規定する内容について記載した資料の提供等により行うものとする。

（その他）

第６条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月28日訓令第９号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月30日訓令第４号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。